

# 事業の適正な実施について

# 生活保護制度の適正な実施（保護の実施責任）

## 現状・課題

- 生活保護制度においては、居住地又は現在地を所管する福祉事務所が保護の実施責任を担うこととされているが、保護施設、介護老人福祉施設、障害者支援施設、養護老人ホーム等に入所する生活保護受給者については、保護施設等の所在地を所管する保護の実施機関の負担の軽減の観点から、入所前の居住地を所管する福祉事務所が保護を行うこととされている（居住地特例）。
- 他方、有料老人ホームや軽費老人ホームについては、介護保険法においては入所前の住所地を所管する市町村が保険者となっている一方で、保護の実施機関は有料老人ホーム等の所在地の福祉事務所設置自治体となっている。
- 無料低額宿泊所については、これまで、一時的な宿泊施設として位置づけられており、居住地特例の対象とされていないが、事実上入居前の居住地や現在地を所管する福祉事務所が保護の実施機関となっている実態がある。

## 考え方

- 有料老人ホーム等については、生活保護基準内で入居できる有料老人ホーム等が少ないこと等により、居住地特例を行わずとも支障は生じていないのではないか、という意見がある一方で、有料老人ホーム等の設置数も年々増加しており、生活保護受給者の高齢化に伴い、利用者も増加すると考えられることから、有料老人ホーム等の所在する地方自治体の財政負担の軽減のため、居住地特例の対象とすべきという意見がある。
- 無料低額宿泊所については、保護の実施機関の紹介による入居が6割以上であり、長期間居住する者も存在するという実態があることも考慮すれば、居住地特例の対象として位置づけることも考えられる。

## 論点

- 有料老人ホーム等に入居する生活保護受給者の保護の実施機関を入居前の居住地を所管する福祉事務所とする特例を設けることについて、どのように考えるか。

# 生活保護制度の適正な実施(生活保護費にかかる返還金)

## 現状・課題

- 生活保護制度は、資力等あらゆるものを活用してもなお生活に困窮する場合に保護を行うこととしているが、資産が直ちに現金化できない場合や他制度からの給付を受ける手続に時間を要する場合などに備えて、要保護者が急迫の状況にあるときは、資力等の活用の要件を満たさずとも、保護を開始し、後日収入を得た場合にその分の生活保護費の額を返還させることとしている。
- 平成25年改正において、不正受給に係る返還金の確実な徴収を図るため、不正受給の場合の返還金については、事前の本人同意を前提に、生活保護費との調整を行う規定を設けるとともに、税の滞納処分の例による処分をできるようにした。
- 他方、資力等がある者に保護を行った場合の返還金については、このような規定をおいていないことから、生活保護費との調整や税の滞納処分の例による処分ができない。このため、生活保護受給者が金融機関への口座振込等を行う手間がかかったり、振り込み忘れ等による返還金の回収の漏れが生じたりするなど、生活保護受給者と保護の実施機関の双方に負担が生じている。
- また、資力等がある要保護者が、後日収入を得た場合にはその分の生活保護費を返還することを約束していても、その者が自己破産した場合、生活保護費の返還金債権が破産管財人による偏頗行為(特定の債権者のみに弁済すること等、債権者平等の原則を害する行為)の否認権の行使の対象となり、他の債権に優先して保護の実施機関が回収することができない事例が生じている。

## 考え方

- 資力等がある者に保護を行った場合の返還金債権については、不正受給によるものではないものの、追って返還させることが制度の前提となっており、公費の適正な支出を行う観点からも、制度に対する国民の信頼を確保する観点からも、確実に返還していただくことが必要である。
- また、生活保護受給者にとっても、後日支給される生活保護費も含め月々の収入の中から少しずつ返還金を支払うこととしている場合に、改めて銀行振り込み等を行わせることは負担が大きく、あらかじめ調整してほしいという要望も保護の実施機関に寄せられている。

# 生活保護制度の適正な実施(生活保護費にかかる返還金)

## 考え方

- このため、不正受給に係る返還金と同様、本人の同意を前提とし、また、生活保護受給者の生活に支障が生じないように配慮した上で、後日支給される生活保護費との調整を行うことが考えられる。
- また、資力等がある者に係る返還金債権を民事上の債権と同様に取り扱うのではなく、不正受給に係る返還金と同様、税の滞納処分の例による処分を行えることとし、破産手続においても他の債権に優先されるようにすることが考えられる。
- その際、福祉事務所の算定誤り等による過誤払いの調整については、生活保護受給者の責に帰すことができないものであることから、慎重に検討する必要がある。

## 論点

- 資力等がある者に保護を行った場合の返還金について、不正受給に係る返還金と同様、本人の同意を前提とし、また、生活保護受給者の生活に支障が生じないように月々の返還額に一定の基準を設けた上で、後日支給される生活保護費との調整を行うこととしてはどうか。
- また、この返還金債権について、民事上の債権と同様に取り扱うのではなく、不正受給に係る返還金と同様、税の滞納処分の例による処分を行えることとしてはどうか。

### ③ 生活困窮者自立支援制度における事業の委託のあり方

#### 現状・課題

- 生活困窮者自立支援法においては、自立相談支援事業や就労準備支援事業等は、その事務の全部又は一部を厚生労働省令に定める者に委託することができることとされている。
- その厚生労働省に定める者とは、自立相談支援事業等を適切に、公正、中立かつ効率的に実施できる者であって、社会福祉法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人その他都道府県等が適当と認めるものとされている。
- 事業の委託については、委託先の選定にあたっての考え方を示しており、具体的には、「生活困窮者自立支援制度に係る自治体事務マニュアルの策定について(平成27年3月27日 社援発0327第2号)」において、生活困窮者に対する支援について、専門的な知識・技術を有する職員の配置、法の理念に即した支援を展開できること、職員に対する指導・育成等を行う体制等が必要であるとともに、自治体と委託先事業者と適切に役割分担を行うことが重要としている。
- 事業の委託に関連して、事業の適切な評価等が重要であり、上記通知において、事業の全部を委託した場合にも、実施主体である自治体は、主導的に事業の推進に関わることを求めるとともに、委託先の事業者が、効果的に事業の成果を上げていくためには、自治体と委託先が協働関係を構築し、自治体としての適切なバックアップやガバナンス、事前のモニタリングが不可欠としている。
- 支援の質の維持と継続性、委託事業者における職員の安定的確保の必要性等を考慮した委託事業者への委託のあり方、自治体・委託事業者が協働して行う事業運営のあり方について、総合的に検討すべきとの意見があった。

#### 論点

- 事業における支援の質の維持や継続性の観点から、事業の委託のあり方について、どのように考えるか。
- 自治体と委託先が協働して行う事業運営のあり方について、どのように考えるか。